

## 5月13日 滋賀県起業支援金オンライン説明会 質問と回答

滋賀県産業支援プラザ創業支援課

<p>Q: 3. 補助対象事業「(6) 同一事業で国から補助金、助成金の交付を受けてないこと」とありますが、地域おこし協力隊として働いている期間内であっても対象になりますか。</p> <p>A: 地域おこし協力隊への補助金との併給は認められません。 ただし、任期終了後は対象者となる場合があります。</p>
<p>Q: 二次創業について、元となる事業の代表者が新たに起業する先の代表となる場合も問題ないでしょうか。事業継承と同じく、代表者を別に据える必要があるのでしょうか。</p> <p>A: 問題ありません。</p>
<p>Q: 伴走支援機関として、立命館大学内に設置されている BKC インキュベータ（中小機関）による伴走支援は、これに該当しますか。</p> <p>A: 該当します。</p>
<p>Q: 滋賀県内で行う事業とありますが、商圈を広げたり、ネット販売などで地域外での売上が発生しても問題ありませんか？</p> <p>A: 問題ありません。</p>
<p>Q: 起業せずに既存の株式会社内でおこなう新規事業は、第二創業の対象となりますか？</p> <p>A: 該当します。</p>
<p>Q: 経費の証拠書類とは、具体的になにを指していますか？</p> <p>A: 見積書、発注書、納品書、領収書などです。 また、支払いは現金払いではなく、銀行振込のみ対象となります。 具体的には採決された方向けに説明会を実施しますので、その中でご説明いたします。</p>
<p>Q: 書類内にビジネスコンテストや賞の参加有無の欄がありましたか。あれば要件を教えてください。</p> <p>A: ビジネスコンテスト等で賞を受賞されている場合は、事業計画書の該当欄へ記入してください。要件は特にありません。</p>
<p>Q: 一般社団法人も応募の対象になりますか。</p> <p>A: 対象になります。</p>

Q: 申請予定金額について、補助対象経費の項目ごとに上限額は設定されていますか。

A: 項目ごとの上限金額は定めておりません。

Q: 応募方法は、提出書類を持参または郵送により提出とありますが、メールでの提出も可能ですか。

A: はい、メールで提出いただいても結構です。

ただし、誤送信等によりメールが届かない等の事態を防止するため、送信後に念のためお電話をいただくと安心です。